

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |

第1 委員会の結論

申立事業所が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 59 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 10 月 1 日から 10 年 10 月 1 日まで
申立期間に係る標準報酬月額については、私が A 社の給与から控除されていた厚生年金保険料額に比べ低くなっている。
このことは、私が保管している給与支払明細書で分かるので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額については 50 万円となっているが、その前後の期間はいずれも 59 万円と記録されている。

しかしながら、申立事業所が保管している B 厚生年金基金における「平成 9 年 10 月分掛金異動明細」、及び同基金が管理している申立人に係る「加入員オンラインデータ」では、申立人の当該基金における標準給与月額が平成 9 年 10 月 1 日付けで、オンライン記録とは異なる 59 万円となっていることが確認できる。

また、前述の厚生年金基金の記録が事後に訂正された形跡は認められない上、申立事業所及び B 厚生年金基金ではいずれも、申立期間当時、申立事業所から管轄社会保険事務所及び同基金への届出書（様式）は 4 枚 1 組の複写式であったと回答している。

なお、申立事業所が保管している申立人に係る賃金台帳（平成 9 年分及び 10 年分）、及び申立人が保管している給与支払明細書（平成 9 年 4 月分から 10 年 9 月分）では、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間における標準報酬月額を 59 万円とした旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 59 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は昭和44年12月5日、資格喪失日は46年9月2日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和44年12月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年2月までは3万6,000円、同年3月から同年8月までは4万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年12月10日まで
② 昭和44年12月頃から46年9月頃まで

申立期間①について、私は昭和34年10月から36年3月までの間、B社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、私は、申立事業所の正社員として当該期間中も途切れることなく働いていた。

また、申立期間②については、A社に勤務していたにもかかわらず、加入記録が無い。しかし、私は当該期間中、申立事業所の正社員として間違いなく勤務していた。

申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、昭和44年12月5日から46年9月2日までの21か月間について、申立人の戸籍上の氏名の一部が異なるものの、申立人が当時使っていたとする表記の氏名で、かつ、申立人と同一日の生年月日となっている基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者資格記録が確認できる。

また、前述の被保険者原票に記載されている被扶養者3人の記録が、申立人の戸籍の内容とほぼ一致している上、オンライン記録に登載されている元同僚は、「期間は特定できないが、私は申立人と一緒に申立事業所で勤務していた

ことを覚えており、また、申立人と同姓同名の者は当時、他にはいなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、当該基礎年金番号に未統合の記録は、申立人の被保険者資格記録であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前述の被保険者原票の記録から、昭和44年12月から45年9月までは3万3,000円、同年10月から46年2月までは3万6,000円、同年3月から同年8月までは4万2,000円とすることが必要である。

一方、申立期間①については、申立人が氏名を挙げた元同僚を含む複数の元同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が当該期間当時、B社で勤務していたことが推認できる。

しかし、申立事業所は平成17年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、また、当該事業所を引き継いだC社では、当時の関係資料を保管していないことから、申立期間①における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答している。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚6人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等が得られない上、このうちの4人は、「申立事業所では当時、3か月間の試用期間を設けていた。」、「私は、実際の入社日と資格取得日が一致していない。」などと供述していることを踏まえると、当該事業所では申立期間①当時、一部の従業員について勤務期間のとおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の被保険者資格記録がオンライン記録のとおり、昭和35年12月10日から36年3月10日までの間に確認できるのみであり、申立期間①に申立人の氏名は無い上、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿でも、申立人（旧姓による。）の当該事業所に係る資格取得日は、申立期間①直後の35年12月10日付けとなっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和59年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間②におけるA社に係る標準報酬月額の記録については12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月1日から同年10月1日まで
② 昭和59年12月1日から60年3月1日まで

私は、昭和59年6月から60年3月までの間、A社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間①における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和59年7月分以降の厚生年金保険料が控除されていたことが分かる給与支給明細書を持っているので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、私がA社の給与から控除されていた保険料額に見合う金額に比べ低くなっているため、当該期間について、保険料控除額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録では、申立期間を含む昭和59年6月18日から60年4月30日までの間、B社（平成9年8月21日、A社から名称変更）に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が保管している給与支給明細書では、申立事業所が、昭和59年7月分から60年3月分までの給与から、厚生年金保険料を控除していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、厚生年金保

険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①における標準報酬月額については、前述の給与支給明細書上の保険料控除額から12万6,000円とすることが妥当である。

次に、申立期間②については、申立人は当該期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、前述の給与支給明細書において確認できる保険料控除額から12万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社では、申立期間①及び②当時の関係書類を保管していないことなどから、両申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、申立期間①及び②について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出及び標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料等が無いことから、行ったとは認められない。